

岐阜市談合情報対応マニュアル

施行	平成 6年	6月 1日
改正	平成12年	4月28日
改正	平成14年	4月 1日
改正	平成15年	4月 1日
改正	平成18年	1月31日
改正	平成20年	3月28日
改正	平成31年	2月19日
改正	令和 3年	3月29日

目 次

岐阜市談合情報対応マニュアル	1
第1 一般原則	3
1 情報の確認及び報告	3
2 調査の必要性の検討	3
第2 具体的対応	3
1 入札執行前に情報を把握した場合	3
2 入札執行後に情報を把握した場合	4
(i) 契約締結以前の場合	4
(ii) 契約締結以後の場合	4
様式第1号	6
様式第2号	7
様式第3号	8
事務フロー図	9

第1 一般原則

1 情報の確認及び報告

入札に付そうとし、又は付した工事等について談合に関する情報若しくは談合等不正行為が疑われる事象（以下「情報」という。）があった場合には、契約課は当該情報の提供者の氏名、住所、職業等を確認し、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、直ちに岐阜市公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）へ報告するものとする。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするように要請するものとする。

2 調査の必要性の検討

調査委員会は、1により報告を受けた場合は、調査の必要性の有無について、審議するものとする。

第2 具体的対応

情報に係る対応については、次に定める手続によるものとする。

1 入札執行前に情報を把握した場合

(1) 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

調査委員会が調査に値すると認めた場合は、(2)以下の措置をとるものとする。

イ 調査に値しない場合

ア以外の場合は、入札執行後談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨の警告を行った後に入札を実施し、入札参加者から誓約書（様式第2号）を提出させた上、落札者と契約を締結する。ただし、電子入札による場合は、入札を無効とする旨の警告は行わない。

(2) 事情聴取及び調査委員会に対する報告

ア 入札執行後談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨の警告を行った後に入札を実施し、開札の結果、情報と異なる結果となった場合には、入札参加者から誓約書を提出させた上、落札者と契約（仮契約を含む。以下同じ。）を締結し、情報どおりの結果となった場合には契約を保留するものとする。ただし、電子入札による場合は、入札を無効とする旨の警告は行わない。

イ 契約を保留した場合は、契約課は、当該工事を主管する関係職員とともに、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行う。

ウ 契約課は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書（様式第3号）を作成する。

エ 契約課は、事情聴取終了後、談合の事実があったと認められる場合には、入札の執行をとりやめ、その旨を公正取引委員会に通知する。この場合において、当該入札に係る指名は、すべて取り消すものとし、あらためて当該入札について指名された者以外の者を指名するものとする。

オ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合以外には、(3)以下の措置をとる。

(3) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合以外の対応

ア 入札参加者から工事費内訳（積算内訳）書及び誓約書を提出させる。

イ 当該工事を主管する関係職員は、工事費内訳（積算内訳）書を精査し、その結果を契約課を通じて調査委員会へ報告する。

ウ 調査委員会は、工事費内訳（積算内訳）書の精査及び事情聴取の結果等に基づき、談合の事実の有無の判定及び今後の対応について審議するものとする。

(ア) 談合の事実があったと認められる場合の対応

調査委員会が談合の事実があったと認めた場合には、入札を無効とし、その旨

を公正取引委員会に通知し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を送付する。

この場合において、あらためて入札を執行する場合には、当該入札について指名された者以外の者を指名するものとする。

(イ) 談合の事実が確認できない場合の対応

a 調査委員会は、落札者と契約するのが妥当か否かの決定をするものとする。

b 調査委員会が落札者と契約しないのが妥当と決定した場合には、契約課は、以後の契約手続をとりやめ、その旨を公正取引委員会に通知し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を送付する。

c 調査委員会が落札者と契約するのが妥当と決定した場合には、契約課は、その旨を公正取引委員会に通知し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を送付する。

2 入札執行後に情報を把握した場合

(i) 契約締結以前の場合

(1) 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

調査委員会が調査に値すると認めた場合は、契約課は、契約（仮契約を含む。以下（i）において同じ。）締結を留保するとともに（2）以下の措置を取るものとする。

イ 調査に値しない場合

ア以外の場合は、契約課は、入札参加者から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結する。

(2) 事情聴取

契約課は、当該工事等を主管する関係職員とともに、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行うとともに、誓約書を提出させる。

契約課は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書を作成する。

(3) 調査委員会に対する報告

契約課は、事情聴取終了後、その結果等を調査委員会へ報告する。

調査委員会は、事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無の判定及び今後の対応について審議するものとする。

(4) 談合の事実があったと認められる場合の対応

調査委員会が談合の事実があったと認めた場合、入札を無効とするとともに、その旨を公正取引委員会に通知し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を併せて公正取引委員会へ送付する。

(5) 談合の事実があったと認められない場合の対応

(4) 以外の場合には、契約課は、入札参加者から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を併せて公正取引委員会へ送付する。

(ii) 契約締結以後の場合

(1) 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

調査委員会が調査に値すると認めた場合は、（2）以下の措置をとるものとする。

イ 調査に値しない場合

ア以外の場合は、契約課は、入札参加者から誓約書を提出させた上、工事を続行する。

(2) 事情聴取

契約課は、当該工事等を主管する関係職員とともに、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行うとともに、誓約書を提出させる。

契約課は、事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書を作成する。

(3) 調査委員会に対する報告

契約課は、事情聴取終了後、その結果等を調査委員会へ報告する。

調査委員会は、事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無の判定及び今後の対応について審議するものとする。

(4) 談合の事実があったと認められる場合の対応

調査委員会が談合の事実があったと認めた場合には、契約課は、岐阜市入札制度検討委員会に諮り、契約を解除するか否かを決定する。

工事担当部長は、契約を解除した場合には、当該工事請負契約約款に基づき精算手続を行うとともに、違約金の徴収、損害賠償請求その他必要な措置をとるものとする。

工事担当部長は、契約を解除しない場合には、工事を続行させ、完成させるとともに、損害賠償請求等必要な措置をとるものとする。

契約課は、これらの場合の措置について、公正取引委員会に通知し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を併せて公正取引委員会へ送付する。

(5) 談合の事実があったと認められない場合の対応

調査委員会が談合の事実があったと認められない場合は、工事担当部長は、工事を続行する。

契約課は、その旨を公正取引委員会に通知し、誓約書の写し、工事費内訳書の写し等を併せて公正取引委員会へ送付する。

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 ()	時 分
工 事 名		
発 注 機 関		
入札（予定）日時	年 月 日 ()	時 分
情 報 提 供 者		
情 報 受 信 者		
情 報 手 段		
情 報 内 容		
情 報 の 概 要		
	対 応 者	
問 合 せ 先	行政部契約課 電話058-265-4141 内線	

様式第2号（第2関係）

誓約書

年 月 日

（あて先） 岐阜市長

住 所
商号又は名称
代表者名
代理人氏名

今般の 入札に関し、私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反する行為は行っていないことを誓約します。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は刑法第96条の6の規

定に違反した行為があったと認められるときは、業務委託契約約款第 条
工事請負契約約款第47条の2第1項
物品売買契約約款第 条

の規定により契約を解除されても異議はありません。

また、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議はありません。

事 情 聴 取 書

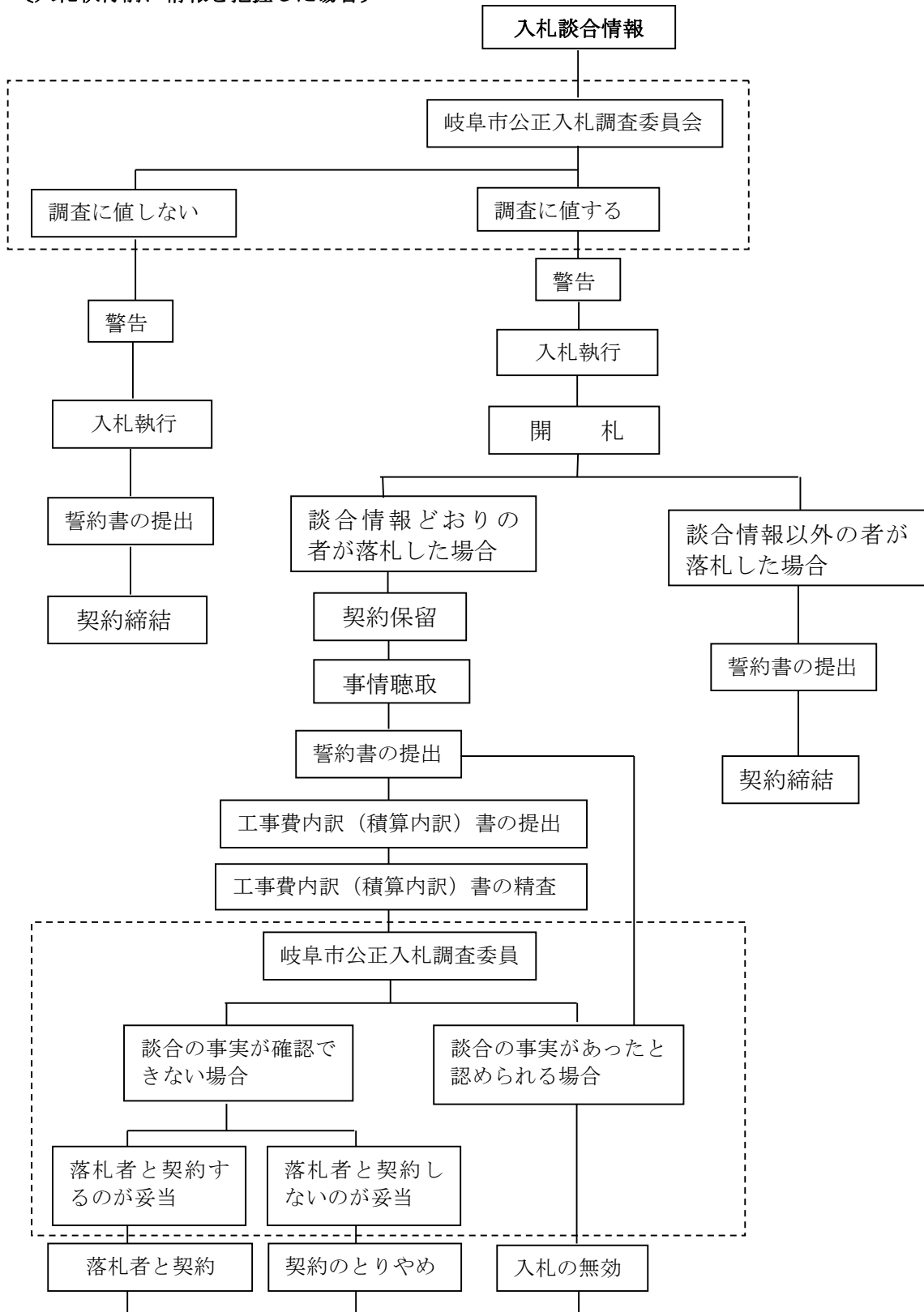
工 事 名
 聴 取 日 時
 聴 取 場 所
 聴取を受けた者
 聴取者職・氏名

年 月 日 時 分～

聴 取 事 項	回 答
1 工事の入札に先立ち落札者が決定している（た）との情報がありますが、その事実がありますか。	
2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ又は話し合いをしたことがありますか。	
3 打合せ等があったとすれば、どのような内容でしたか。	
4 このような情報を否定できる事実又は確信がありますか。	
5 このような情報が寄せられたことについて心当たりがあれば教えてください。	
6 このような情報が寄せられたことの原因は何ですか。	
7 その他必要な事項	

談合情報対応フロー図 1

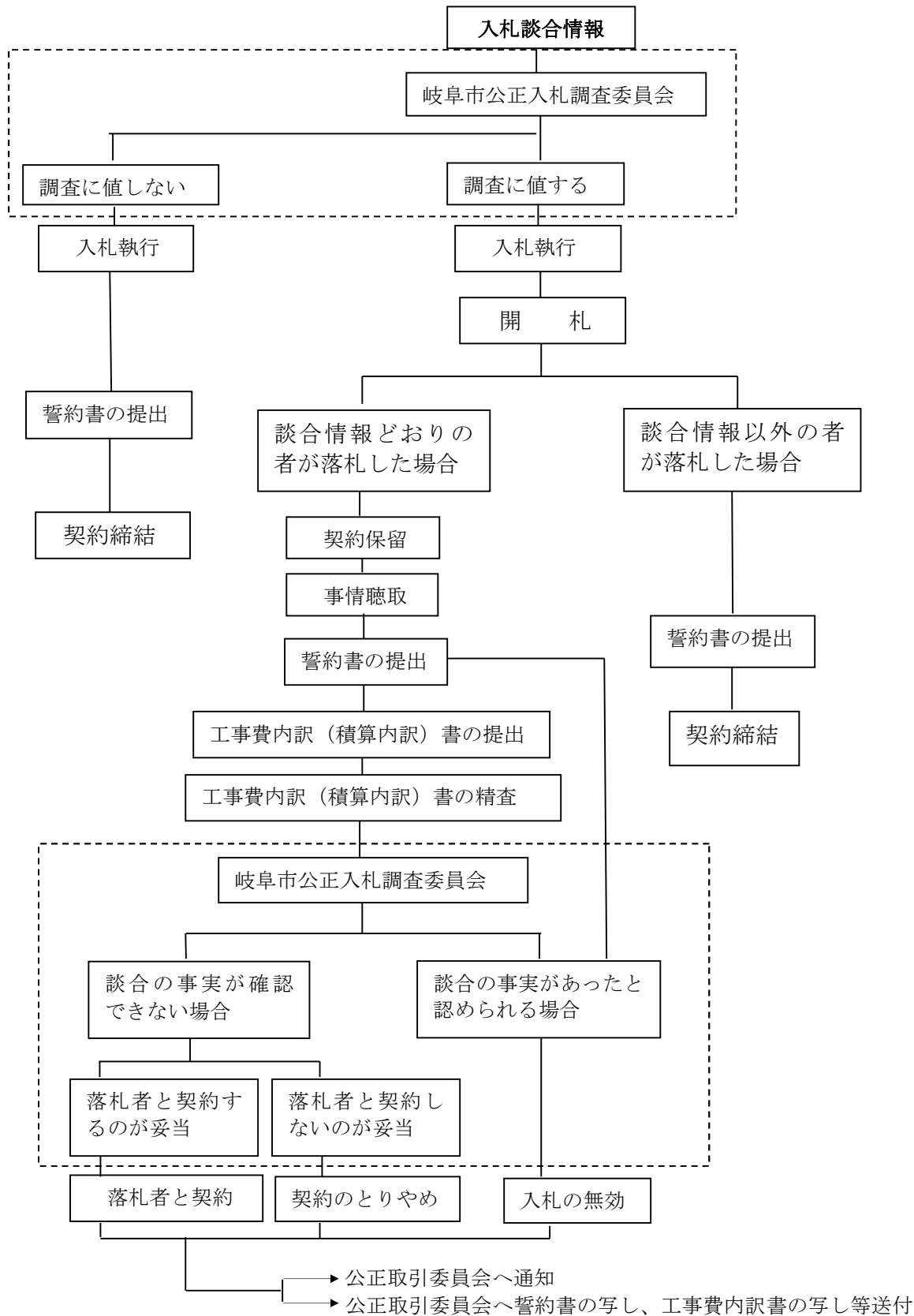
[入札執行前に情報を把握した場合]



- 公正取引委員会へ通知
- 公正取引委員会へ誓約書の写し、工事費内訳書の写し等送付

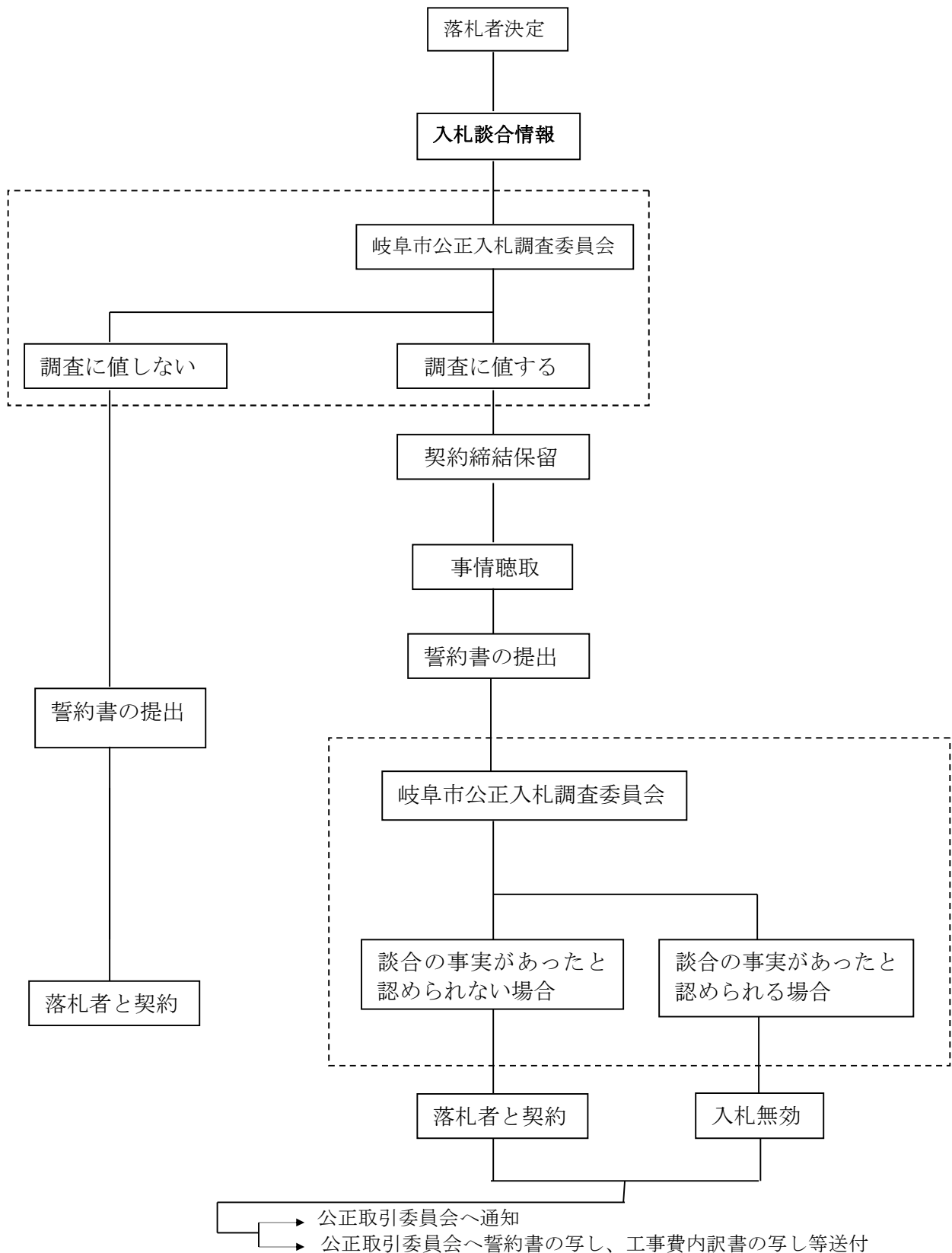
談合情報対応フロー図 1-2

[入札執行前に情報を把握した場合（電子入札）]



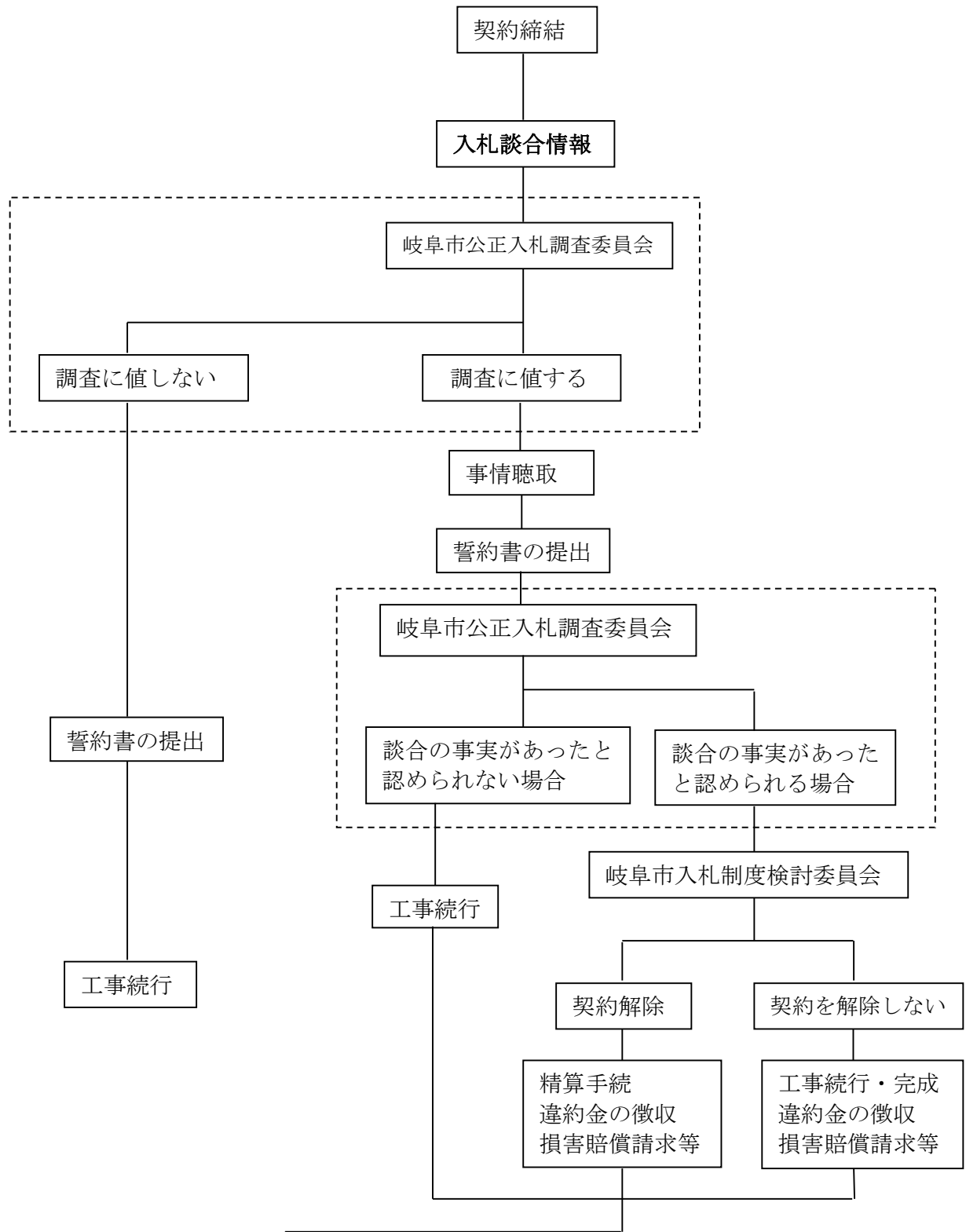
談合情報対応フロー図 2

[入札執行後に情報を把握した場合（契約締結以前の場合）]



談合情報対応フロー図 3

〔入札執行後に情報を把握した場合（契約締結以後の場合）〕



→ 公正取引委員会へ通知
 → 公正取引委員会へ誓約書の写し、工事費内訳書の写し等送付